

政策環境建設常任委員会及び
予算特別委員会政策環境建設分科会
議事次第

令和6年12月12日(木)
午後1時30分～
於：第2委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年12月府議会定例会)
 (12月12日)

【総合政策環境部】	
総合政策環境部長	岡本孝樹
総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務)	坂野修一
総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務)	石澤雄一
総合政策環境部技監	笠原淳史
総合政策室企画参事	池永昭二
政策環境総務課長	野村宗平
万博・地域交流課長	子川貴司
大学政策課長	河野勉
循環型社会推進課長	水落高明
自然環境保全課長	後藤幸宏

【建設交通部】	
建設交通部長	石井宏明
建設交通部副部長 (監理課長事務取扱)	白波瀬衛
建設交通部技監 (土木担当)	林龍夫
建設交通部技監 (都市・建築住宅担当)	西村祥一
建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任)	曾和良広
建設交通部理事 (道路政策担当)	西岡久
建設交通部理事 (交通政策担当)	八田直哉
用地課長	辻川明德
道路計画課長	傍島史宗
交通政策課長	笹井淳
都市計画課長	桑場功
建築指導課長	坂本智生
住宅課長	内藤良辰
公営企業経営課長	西崎吏
下水道政策課長	工藤真

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長	秋田伸治

(計 26名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年12月府議会定例会)
 (12月13日)

【付託議案(討論・採決)・審査依頼議案(適否確認)・付託請願】

【総合政策環境部】	
総合政策環境部長	岡本孝樹
総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務)	石澤雄一
総合政策環境部技監	笠原淳史
政策環境総務課長	野村宗平
万博・地域交流課長	子川貴司
大学政策課長	河野勉
循環型社会推進課長	水落高明
自然環境保全課長	後藤幸宏
環境管理課長	峯勝之

【建設交通部】	
建設交通部長	石井宏明
建設交通部副部長 (監理課長事務取扱)	白波瀬衛
建設交通部技監 (土木担当)	林龍夫
建設交通部技監 (都市・建築住宅担当)	西村祥一
建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任)	曾和良広
建設交通部理事 (道路政策担当)	西岡久
建設交通部理事 (交通政策担当)	八田直哉
道路計画課長	傍島史宗
都市計画課長	桑場功
住宅課長	内藤良辰
下水道政策課長	工藤真

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長	秋田伸治

(計 21名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年12月府議会定例会)
 (12月13日)

【所管事項(総合政策環境部)】

【総合政策環境部】	
総合政策環境部長	岡 本 孝 樹
総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務)	坂 野 修 一
総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務)	石 澤 雄 一
総合政策環境部副部長	西 村 敏 弘
総合政策環境部技監	笠 原 淳 史
総合政策環境部理事 (企画統計課長事務取扱)	小 谷 義 明
総合政策環境部企画参事	島 津 大
総合政策室企画参事	宮 田 聖 徳
総合政策室企画参事	三 嶋 孝 佳
総合政策室企画参事	池 永 昭 二
地域政策室長	北 村 哲 也
地域政策室企画参事 (北部担当)	古 田 良 明
地域政策室企画参事 (中部担当)	万 所 ル ミ
地域政策室企画参事 (南部担当)	吉 田 宏 則
政策環境総務課長	野 村 宗 平
万博・地域交流課長	子 川 貴 司
情報政策課長	青 木 耕 一 郎
デジタル政策推進課長	清 水 直 喜
大学政策課長	河 野 勉
脱炭素社会推進課長	中 埜 博 之
循環型社会推進課長	水 落 高 明
自然環境保全課長	後 藤 幸 宏
環境管理課長	峯 勝 之

(計 23 名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年12月府議会定例会)
 (12月16日)

【建設交通部】	
建設交通部長	石井 宏 明
建設交通部副部長 (監理課長事務取扱)	白波瀬 衛
建設交通部技監 (土木担当)	林 龍 夫
建設交通部技監 (都市・建築住宅担当)	西 村 祥 一
建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任)	曾 和 良 広
建設交通部理事 (道路政策担当)	西 岡 久
建設交通部理事 (交通政策担当)	八 田 直 哉
建設交通部理事 (治水政策担当)	奥 野 真 章
建設交通部理事 (指導検査課長事務取扱)	渡 邊 裕 幸
監理課参事	村 上 哲 司
用地課長	辻 川 明 徳
道路計画課長	傍 島 史 宗
道路建設課長	小 松 吉 則
道路管理課長	中 坊 傳
交通政策課長	笹 井 淳
河川課長	南 郷 篤
砂防課長	柳 原 健 二
都市計画課長	桑 場 功
建築指導課長	坂 本 智 生
住宅課長	内 藤 良 辰
営繕課長	山 崎 眞 治
公営企業経営課長	西 崎 吏
水道政策課長	碓 正 登
下水道政策課長	工 藤 真

【商工労働観光部・建設交通部】	
商工労働観光部・建設交通部港湾局長	相 木 敢
商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長	秋 田 伸 治

(計 26 名)

令和6年12月府議会定例会 政策環境建設常任委員会 報告事項

(総合政策環境部)

- 関西広域連合規約の変更について
- 京都府公立大学法人の第3期中期目標達成状況等評価（中間評価）結果報告書について
- 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- 総合政策環境部所管施設における指定管理者候補団体について

(建設交通部)

- 京都府国土利用計画・土地利用基本計画（仮称）の策定について（最終案）
- けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（仮称）の策定について（中間案）
- JR奈良線の高速化・複線化第二期事業について
- 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う規制区域の指定等について
- 建設交通部所管施設における指定管理者候補団体について
- 京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部改正について
- 宇治田原町公共下水道の流域下水道への編入について

令和6年12月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 報告事項

総合政策環境部

- ・ 関西広域連合規約の変更について
- ・ 京都府公立大学法人の第3期中期目標達成状況等評価(中間評価)結果報告書について
- ・ 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- ・ 総合政策環境部所管施設における指定管理者候補団体について

関西広域連合規約の変更について

令和6年12月
総合政策環境部

1 規約変更の目的

大阪・関西万博の開催を契機に関西飛躍への期待が高まる中、関西広域連合は設立から15年目を迎える。これを機に、万博のレガシーの創出及び継承による関西各地域の発展、広域防災をはじめとする広域事務を担う力と府県・政令市が協働する力の向上を目指し、関西広域連合の体制を強化するため、規約の変更を行う。

2 変更内容

- (1) 「副広域連合長」の定数（現行：1人）を「3人以内」に変更
- (2) 広域連合長に事故があるとき等の副広域連合長による職務代理に関する規定の変更
- (3) 広域連合委員会の副委員長に充てられる副広域連合長に関する規定の変更

3 今後のスケジュール

令和7年2月～3月	構成府縣市議会で規約変更案を上程・議決
4月～6月	総務大臣の許可手続

令和6年12月

京都府公立大学法人の第3期中期目標
達成状況等評価（中間評価）結果報告書

京 都 府

京都府公立大学法人の第3期中期目標
達成状況等評価（中間評価）結果

令和6年9月

京都府公立大学法人評価委員会

目 次

第1	評価の基本方針	1
1	評価の趣旨	1
2	評価の方法	1
第2	全体評価	2
第3	項目別評価	3
1	教育研究に関する事項	3
(1)	教育研究等の質の向上に関する重要事項	3
ア	教育に関する目標	3
イ	研究に関する目標	4
ウ	地域貢献に関する目標	4
エ	医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標	4
2	管理運営に関する事項	5
(1)	業務運営の改善等に関する事項	5
(2)	財務内容の改善に関する事項	5
(3)	教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価 並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	6
(4)	その他運営に関する重要事項	6

第1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

京都府公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、地方独立行政法人法第78条の2第1項第1号の規定に基づき、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中間評価」という。）について、次の方針に基づき評価を行った。

- ア 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の実施状況の調査・分析を通じて評価を行う。
- イ 中間評価は、法人の自己点検・評価を基礎として、現行の中期計画の進捗状況や成果を確認するものとする。
- ウ 中間評価は、中期目標の達成状況に基づいた評価を行い、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務のあり方等についての検討に資するものとする。
- エ 中間評価は、中期目標の期間における業務の実績に係る評価（最終評価）を行う際の参考となるものとする。

2 評価の方法

- ア 評価は、法人による中期計画の達成見込み評価を聴取した上で行った。
- イ 評価は、全体評価及び項目別評価により行った。
 - (ア) 全体評価
全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務の実績全体について評価を行った。
 - (イ) 項目別評価
項目別評価は、中期計画の小項目及び大項目ごとに行った。
中期計画の小項目ごとの評価は、次のⅣ～Ⅰの4段階により行った。

- | |
|----------------------|
| Ⅳ 中期計画を上回って実施できる見込み |
| Ⅲ 中期計画を十分に実施できる見込み |
| Ⅱ 中期計画を十分には実施できない見込み |
| Ⅰ 中期計画を実施していない |

中期計画の大項目ごとの評価は、次のS～Dの5段階により行った。

- | |
|-------------------------------------|
| S 達成状況が特筆すべきものとなる見込み(評価委員会が特に認める場合) |
| A 達成状況が良好となる見込み(すべてⅣ又はⅢ) |
| B 達成状況が概ね良好となる見込み(Ⅳ又はⅢの割合が8割以上) |
| C 達成状況が不十分となる見込み(Ⅳ又はⅢの割合が8割未満) |
| D 重大な改善事項がある(評価委員会が特に認める場合) |

第2 全体評価

法人は、京都府立医科大学（以下「府立医科大学」という。）及び京都府立大学（以下「府立大学」という。）の設置及び管理をし、府民に開かれた大学として透明性の高い運営を行うとともに、京都府の「知の拠点」として、質の高い教育研究の実施を通して、幅広い教養、高い専門能力及び倫理観を持った人材を育成し、また、世界トップレベルの医療の提供や教育研究の成果を府民や地域に還元することにより、府民生活の向上、地域社会や国内外の発展に貢献することを目的としている。

この目的の具現化を図るため、平成20年度の法人化以降、6年間ごとに中期計画を作成し、総合的で専門性の高い教育研究の実施と優れた人材の育成、産学公連携等による地域貢献、高度で安心・安全な医療の提供や、効果的・効率的な業務運営等に取り組まれてきたところである。

令和2年度から令和7年度までの6年間は、第3期中期目標期間であることから、法人では目標の達成に向けた第3期中期計画を令和2年3月に作成の上、取り組まれているところであり、今回、第3期中期目標の達成見込みに係る中間評価を行った。

中間評価については、特に注目される取組として、府立大学において、学部学科再編により、令和6年度から3学部体制を5学部体制に変更し、研究力の向上などに向けた取組を推進していることや、府立医科大学において、大学院医学研究科博士課程に「北部キャンパス地域医学コース」を新設し、北部地域での医師確保を図るとともに、府立医科大学の北部地域での教育研究機能の充実を推進していることなどが挙げられる。

一方、学生の海外留学において、学生の海外留学割合の数値目標が達成できない見込みであることなどから、「中期計画を十分には実施できない見込み」（評価Ⅱ）と認められるものがあつた。

その結果、中期計画全体で66項目中65項目が「中期計画を上回って実施できる見込み」（評価Ⅳ）又は「中期計画を十分に実施できる見込み」（評価Ⅲ）となり、その割合は全体の98.5%であつた。このため、法人全体として「達成状況が概ね良好となる見込み（Ⅳ又はⅢの割合が8割以上）」と評価する。

【中間評価「大項目」評価結果】

大項目 \ 評定	S	A	B	C	D
	特筆すべき進捗状況にある	順調に進んでいる	概ね順調に進んでいる	やや遅れている	重大な改善事項がある
教育研究に関する事項			○		
管理運営に関する事項		○			

第3 項目別評価

1 教育研究に関する事項

- 第3期中期目標の「大項目」である「教育研究に関する事項」については、教育研究の特性に配慮し、事業の外形的・客観的な進捗状況についての評価を行った。

◆「教育研究に関する事項」の全体評価

- 第3期中期目標については、中期計画の「小項目評価」において、44項目中43項目が「Ⅳ」（中期計画を上回って実施できる見込み。）又は「Ⅲ」（中期計画を十分に実施できる見込み。）の評価結果となり、その割合が8割以上（97.7%）となっているため、「大項目評価」としては、総合的に勘案して「B」評価であり、達成状況が概ね良好となる見込みであると認められる。

大項目評価		B				
		達成状況が概ね良好となる見込み				
小項目評価	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	43	1	0	44
	構成比(%)	(0.0)	(97.7)	(2.3)	(0.0)	(100.0)

(1) 教育研究等の質の向上に関する重要事項

ア 教育に関する目標

		Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
小項目評価	評価					
	項目数	0	12	1	0	13
	構成比(%)	(0.0)	(92.3)	(7.7)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 府立大学では、令和6年度に「食の文化学位プログラム」を設置し、高い専門性と実践力を備える人材の育成に取り組まれている。
- 府立医科大学では、大学院医学研究科の授業の20%を英語で実施する等、教育環境のグローバル化に取り組まれている。

(課題となる項目)

- 両大学において、学生の海外留学割合に係る数値目標が達成できない見込みとなっている。国際的なコミュニケーション力や多様な価値観を備えた人材の育成のため、数値目標の達成を目指す必要がある。

イ 研究に関する目標

小項目評価	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	9	0	0	9
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 府立医科大学では、医学・医療情報管理学講座を設置し、疾患別レジストリに取り組むなど、戦略的な研究を推進されている。
- 府立大学では、文化庁と文化財の調査を中心とした連携を行うなど、戦略的な研究に取り組まれている。
- 両大学では、産学公連携機構（K-MICS）、産学公連携リエゾンオフィスの設置、京都クオリアフォーラムへの参加等、産学公連携の推進に取り組まれている。

ウ 地域貢献に関する目標

小項目評価	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	10	0	0	10
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 府立大学では、まいづる赤れんがオフィス、宮津サテライトオフィスを設置される等、地域との連携を推進されている。
- 府立医科大学では、府本庁及び府内保健所等の行政機関に 医師の派遣を行うとともに、医師不足が特に深刻な府北部地域の医療機関に延べ 1,516 名の医師の派遣を行うなど、府内の地域医療の提供に貢献されている。

エ 医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標

小項目評価	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	12	0	0	12
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 府立医科大学において、大学院医学研究科博士課程に「北部キャンパス地域医学コース」を新設し、北部地域での医師確保を図るとともに、府立医科大学の北部地域での教育研究機能の充実を推進されている。

- 府立医科大学附属病院では、経営改革推進室を設置し、経営改革企画会議を実施し、収支改善に取り組む等、経営改革に取り組まれている。

2 管理運営に関する事項

◆「管理運営に関する事項」の全体評価

- 第3期中期目標については、中期計画の「小項目評価」において、22項目中22項目が「Ⅳ」（中期計画を上回って実施できる見込み。）又は「Ⅲ」（中期計画を十分に実施できる見込み。）の評価結果となり、「大項目評価」としては、「A」評価であり、達成状況が良好となる見込みであると認められる。

大項目評価		A				
		達成状況が良好となる見込み。				
小項目評価	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	22	0	0	22
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(1) 業務運営の改善等に関する事項

小項目評価	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	12	0	0	12
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 府立医科大学では、病院機能の再編整備に向けて、附属病院の実施計画や北部医療センターの基本構想を策定されるなど、段階的な整備の検討を進められている。
- 府立大学では、令和6年度から学部学科再編により新しい学部体制にするなど、研究力の向上などに向けた取組を推進されている。

(2) 財務内容の改善に関する事項

小項目評価	評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	1	0	0	1
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 両大学では、同窓会からの寄附やふるさと納税について積極的に募集を行うほか、府立医科大学では、照明のLED化による光熱水費の削減を行うなど、教育・研究に係る財源確保に努められている。

(3) 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

小項目評価	評 価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	1	0	0	1
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 府立大学では、大学教育質保証・評価センターによる認証評価を受審し、適合の評価を受けるとともに、府立医科大学附属病院では、病院機能評価を受審し、指摘項目の改善を行う等、第三者評価結果に基づいた改善の実施を進められている。

(4) その他運営に関する重要事項

小項目評価	評 価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
	項目数	0	8	0	0	8
	構成比(%)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)

(評価できる項目)

- 両大学では、公的研究費にかかわる教職員を対象に不正防止関係規程等に基づく研修を行う等、倫理意識の向上に取り組まれている。
 今後も、引き続き適正な大学運営が行われるよう取組の充実・強化を行っていくことが必要である。

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

令和 6 年 12 月
総合政策環境部

1 改正の目的

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。）の本格施行※（令和 7 年 5 月 1 日（予定））により、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）による規制と同等以上の災害防止効果が期待できることから、これに伴う所要の改正を目的とする。

※府全域の区域指定に伴い、規制が適用開始

2 改正の主な内容

- ・ 盛土規制法と同等の規制（土砂搬入禁止区域規定）の削除等
- ・ 条例の許可申請手数料の見直し（盛土規制法の施行により、災害防止に係る技術上の基準の審査が不要となる）

3 スケジュール

令和 6 年 12 月 12 月府議会報告
令和 7 年 2 月 2 月府議会提案
5 月 1 日改正条例施行

4 その他

- ・ 森林における災害の発生防止を目的とし、土砂搬入禁止規制等を定めた「京都府豊かな緑を守る条例」（農林水産部）においても、一部改正を予定している。

〈参考〉盛土規制法の概要

1 制定の背景

- ・ 令和 3 年 7 月に熱海市で大雨に伴って盛土が崩落、大規模な土石流災害が発生
- ・ 危険な盛土等に関する規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制

2 法律の概要

- ・ 盛土等により被害を及ぼしうる区域を規制区域として知事が指定
- ・ 規制区域内で行われる盛土等は、知事の許可制とし盛土災害を予防
- ・ 既存盛土に対しても改善の勧告等が可能 等

総合政策環境部所管施設における指定管理者候補団体について

令和6年12月
総合政策環境部

1 指定管理者候補団体

施設名	指定期間 (予定)	団体名	代表者	所在市町村
京都府立 丹後海と星の見える丘公園	令7.4.1 ～令12.3.31	特定非営利活動法人 地球デザインスクール	理事長 市瀬 拓哉	宮津市

2 今後のスケジュール

指定管理者候補団体と管理に係る細部の協議を行い、次期府議会定例会での指定議案の提出に向け手続きを進めることとします。

□ 選定審査会での審査結果

▶ 審査結果

施設名 (所在地)	指定管理者候補団体名	選定理由等
京都府立 丹後海と星の 見える丘公園 (宮津市)	特定非営利活動法人 地球デザインスクール	・施設の管理運営に十分な知識・経験を有し、施設の役割や機能についての的確に理解しており、組織体制や経営面で安定した管理運営が期待できること。 ・堅実な運営実績があり、環境教育の体験フィールドとしての充実した事業提案がされるなど、効果的な管理が期待できること。
申請団体（1団体）		

※審査基準：①法令遵守による適切な管理（適否の審査）、②安定した管理能力、
③施設の効果的な管理、④施設の効率的な管理

※審査方法：選定審査会において、応募提案に関する書類審査及び申請団体のプレゼンテーションを聴取し、適否の審査を実施。

▼ 選定審査会委員及び審査経過

<委員>

加我 宏之（大阪公立大学教授）

長谷川 好子（特定非営利活動法人京都府レクリエーション協会副会長）

日根野 健（公認会計士・税理士）

味田 佳子（特定非営利活動法人エコネット丹後理事）

<審査の経過>

- ・12月4日 選定審査会（応募団体からのヒアリング、提案審査）